

13 利用可能な行政サービス

受領証等を提示することで、本町が提供できるサービスについては次のとおりです。なお、今後、あらたなサービスが利用可能となったときは、町ホームページなどでお知らせします。

民間事業者の一一部では、携帯電話の家族割引、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの手続きの簡素化等、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用の条件など詳細は直接事業者へお尋ねください。

母子健康手帳の申請	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請できます。	矢巾町こども家庭課 (電話 019-611-2826)
要介護認定制度の申請	家族による代理手続きと同様に申請が可能です。	矢巾町健康長寿課 (電話 019-611-2833)
マタニティ広場などの各種教室	パートナーと一緒に教室に参加できます。またはパートナーの子の保護者として教室に参加できます。	矢巾町こども家庭課 (電話 019-611-2826)
町営住宅への入居申込	制度を利用する方全員が町営住宅に同居することが申込みの条件となります。 申込み後、他の方と同様、入居することができるか審査があります。	矢巾町道路住宅課 (電話 019-611-2635)
県立病院での面会手続き、病状説明等	面会や病状説明等の対象となるキーパーソン(患者に関係する人たちの中で意思決定や問題解決の要となる人)は、患者の家族が役割を果たすことが多いですが、患者の希望によっては家族以外もなりえる場合があり、その際に患者との関係性を確認する手段として、本制度に係る証明書を認めるものです。	岩手県